

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 茨 木 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年6月21日（金） 午前10時から 午前11時30分までの間
開催場所		大阪府茨木警察署4階 柔道場
出席者	委 員	岸田会長 北村委員 石黒委員 阪本委員 横畠委員 藤井委員 平井委員 西村委員 中島委員 青木委員 鯖江委員 玉井委員 泉委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官
議 事 概 要		1 会長挨拶 皆様には、公私とも御多忙のところを、茨木警察署協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。 本日は、本年第1回目の協議会となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。 まず、署長を始め署員の皆様方には、昼夜を問わず、茨木市民の安全安心、そして、命と財産を守るため、日々活躍していただいていることに感謝申し上げます。 昨年は、茨木市が初めて「茨木市特殊詐欺多発警報」を発令する等、特殊詐欺被害で茨木市民が危機的状況にありました。 茨木市と茨木警察署が合同で「茨木市特殊詐欺特別警戒隊」を発足する等、市や警察、市民が一丸となって被害防止の活動を行った結果、今年は特殊詐欺事件の発生が昨年と比べてやや減少しているとお聞きしました。 しかし、連日、特殊詐欺のアポ電が発生しているという安まちメールを受信していることを鑑みますと、特殊詐欺についてまだまだ予断を許さない状況にあります。 被害を防ぎ、「安心安全なまち、茨木」にする為には、我々市民が警察と協力し、官民一体となった活動をし続けることが大切なことだと考

議 事 概 要

えております。

それでは、今回も前回と同様、当協議会の運営をより実効性があるようにする為に、事前に各委員の皆様から御意見御要望等をお伺いして議題としております。

今回も、「安心安全なまち、茨木」の実現に向け、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜り、警察業務に反映させていただければと思います。

最後になりましたが、署員の皆様には健康に留意していただくとともに、より一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

2 署長挨拶

剣道の稽古の様子を見ていただきました。

来週、所属対抗剣道大会がありますが、訓練員は優勝目指して頑張っております。

皆様に良い報告ができますよう頑張ってまいります。

私から、署員に言っていることがあります。

それは、「弱い人、助けを求めている人には、一秒でも早く助けてあげる。犯罪者は一秒でも早く捕まえる。」ということであります。

これが我々の使命感となっていますので、剣道や柔道、逮捕術を含め、気力、体力を錬成して、現場で生きるための取組みを行っています。

本日は、皆様の忌憚のない御意見を聴かせていただいて、警察業務に反映させたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

3 業務概要等説明

(1) 犯罪抑止戦略官

- ・ 令和6年4月末の管内の刑法犯認知件数
- ・ 管内における犯罪の傾向、発生状況等
- ・ 特殊詐欺の発生状況、手口、抑止対策

(2) 交通課

- ・ 本年6月20日までの大阪府下及び管内の交通死亡事故発生状況
- ・ 令和6年5月末の管内等の交通事故発生状況
- ・ 交通事故抑止対策等

4 特殊詐欺の現状説明

特殊詐欺「アポ電」、犯人側と被害者との実際の電話のやりとりを録音したものの視聴と解説

5 議事

(1) 【委員】

交番勤務員の巡回連絡について、どのくらいの頻度で巡回されるのですか。

【警察】

巡回連絡は、交番の各勤務員に担当区域を割り当てて、年間計画を立て実施しています。

昨今の警察事象、事件事故、事案の複雑化等、現場での取扱時間を要し、計画通りに巡回連絡を進めることができていない状況にあります。できるだけ、年に1回は実施するよう務めております。

訪問したものの、不在時にはパトロールカードを投函する等して、次回訪問時の協力をお願いしています。

(2) 【委員】

歩車分離式信号における自転車の横断方法については、車用の信号に従えばよいのですか。

【警察】

基本的には、自転車の走行は道路交通法に従って走行することになります。

原則、歩道を走行できるのは、運転者が13歳未満や70歳以上の方等ですが、例外的に、車道又は交通の状況を照らして、通行の安全を確保するために自転車が歩道を通行することをやむを得ない場合も、歩道を通行することができます。

歩道を通っていれば歩行者信号に、車道を通っていれば車用信号に従うことになります。

(3) 【委員】

今年は、能登半島から始まり、各地で大きな地震が発生しておりますが、警察としても災害に対応するマニュアルを作成されているのでしょうか。

【警察】

警察として作成しているマニュアルは警察官向けのものであり、一般の方には配布していません。

一般の方々が災害時に活用できるマニュアルとしては、茨木市作成のハザードマップがあり、各家庭にも配布されております。

このハザードマップには、土砂災害や水害の危険度を地区ごとに色分けされた地図、災害発生時の避難所の開設場所、災害への備え等の内容が詳しく記載されております。

ハザードマップは、茨木市危機管理課にも用意されております。

また、ハザードマップの内容は茨木市役所ホームページにも掲載されておりますので、参考としてください。

(4) 【委員】

路上で拾得した物を警察署や交番に届け出るのではなく、警察官が受け取りに来るような取り組みはできませんか。

【警察】

基本的には、法律で拾得物を拾得された方が警察署や交番に届け
てもらうことになっていますので、警察官が拾得された方のもとに
受け取りに行くような取り組みはできません。

ただ、拾得した物が大きすぎて拾得された方自身では運べないとい
った場合は、警察署の会計課に連絡してください。

(5) 【委員】

パソコンからのカード被害に遭った。

E-Taxや銀行を騙った迷惑メール、いわゆるフィッシングメー
ルがパソコンに届くが、警察としてはどのように考えているのか。

【警察】

迷惑メールは、犯人側がコンピューターでランダムにメールアドレス
を入力し、ヒットしたメールアドレスに送信される、という仕
組みになっているので、どうしても迷惑メールの受信を避けること
はできません。

警察としてはフィッシングメールの防犯指導を行っています。

迷惑メール用のアプリケーションを使用したり、普段見ないメー
ルについて複数人で見て判断するというものです。

(6) 【委員】

高齢者の運転免許証の返納は増えてますか。

警察として呼びかけ等はしていますか。

【警察】

運転免許証の返納は増えてきています。

行政や在阪企業とタイアップして、返納者に商品が購入できるポ
イントを付与するといった取り組み等を行っています。

(7) 【委員】

電動キックボードにナンバーがついているものがある。

これは車両となりヘルメットが必要なのでしょうか。

【警察】

排気量や出力で車両扱いになりナンバープレートが要ります。

大阪市等特区が設けられていて、ヘルメット着用免除の地区もあ
りますが、特区以外はヘルメット着用が必要です。

しかし、電動モビリティについては法整備が逐次なされており、
変更がある可能性が高いです。

6 会長からの講評

協議会委員の皆様には、午前の会議にもかかわらず、御出席いた
だき、ありがとうございました。

また、茨木警察署長はじめ幹部の皆様には、一日のはじめのお忙しい
中、警察署協議会に御出席いただき、ありがとうございました。

今月27日の所属対抗剣道大会では、是非とも一番良い成績を収めてい

議 事 概 要	ただきますよう、お願いいたします。 安まちメールやテレビで報じられる特殊詐欺犯罪手口等から、「本当に次から次へと、よくこれだけ人を騙す事を思いつくな」と、感心してはいけないのですが、感心させられます。 自分がもし、その場面に遭遇すれば、私も被害に遭うのでは無いかと思っております。 茨木市では、昨年、特殊詐欺警報が発令され、特別体制を取られ、活動していただきました。 私もＡＴＭ機を操作する機会に、「このＡＴＭ機で被害が発生した」との注意喚起の啓発チラシを見たことがあります。 未だ、特殊詐欺犯罪が少なくなっていないのだと思います。 特殊詐欺犯罪の取締り以外にも、管内各所では毎日の警戒も含めて、大変忙しくされていることを、いろんな場所で、警察官の姿を見かけています。 署員の方には、私たち茨木市民の安全安心のために、日夜警戒活動をしていただいていることに感謝しております。 警察官として自分の身の安全を確保した上で、職責を果たしていただきたく、切に願います。
---------	---